

力申ニテ、他ノ二項工場閉鎖協会の於テハ優先権ノ點ニテ、^閉閉鎖ノ際ハ順次
 採用スル旨ヲ、並ニ他ノ二項工場ノ全部拒絶スル旨ヲ回答ニシ、九年該團體ニ於
 テハ工場ニ誠意ナシトシ、廢見ヲ打切リタリ、斯クシテ十月三十一日未熟次勞
 資合見種々打衝ニ努メ、其ノ結果交渉不調ニ付、勞資共漸ク解
 散ノ態度ニシテ、八月八日折衝十三橋^橋敷^敷三幸^三四^四者^者長^長三^三ハ調停解決ヲ無条件ニシ
 一任ニシ、以テ調停^調會^會堂^堂ニシテ、九年該二協会の間ニ百二十五又ノ解^解任^任ヲ承認ス。
 (四) 解雇職工ニ對シテ金一圓(三年五月日)ヲ支給、一条件ヲ提^提便^便ホ^ホニ^ニシ^シテ、勞資
 双方是等ノ旨ヲ承認、圓滿解決セリ。
 四七 事業項 (一) 工場ヲ閉鎖セシメ、(二) 工場閉鎖ノ場合採用優先権ヲ与ヘラレシム
 (四) 解雇手当不充^不手^手名^名支給、(四) 解散手当トシテ一圓ニ付シテ、五年十月支給